

介護保険 各種通知類等送付先 (設定・変更・解除) 届のご案内

介護保険課から発送する通知類は、原則として被保険者本人宛てで、住民票の住所へ送付しています。やむを得ない事情により、それ以外の住所への送付を希望される場合は、届出が必要になります。

注意事項をご確認のうえ、介護保険 各種通知類等送付先（設定・変更・解除）届に必要な事項をご記入いただき、必要書類を添付してご申請ください。

注意事項

1. 介護保険 各種通知類等送付先（設定・変更・解除）届出によって送付先が変更されるのは、介護保険課から送付する郵便物のみです。介護保険課以外の笛吹市役所から送られる郵便物については変更できません。
2. 介護保険 各種通知類等送付先（設定・変更・解除）届出については、被保険者本人、親族等の同意を得てください。
3. 既に発送準備がされている郵便物については、送付先の変更が間に合わない場合があります。
4. 送付先住所を病院や介護施設にする場合、宛名は被保険者本人となります。病院職員や施設職員宛にすることはできません。また、本人が入所していない施設は送付先として設定はできません。
5. 送付先を設定しても、原則宛名面に被保険者本人の氏名が印字されます。

例) 笛吹 花子（被保険者）の送付先を、笛吹 太郎で設定した場合
笛吹市〇〇町×× 笛吹 太郎 様方
笛吹 花子 様

6. 設定した送付先を変更または解除する場合は、再度介護保険 各種通知類等送付先（設定・変更・解除）届出が必要です。
7. 次のいずれかに該当した場合、送付先設定を解除することがあります。

- ・送付先設定について、被保険者本人や親族等に同意が得られていないと認められた場合
- ・虚偽による届出であると認められた場合
- ・設定した送付先に送達しない場合

必要書類

送付先に応じて必要書類が異なります。郵送での届出の場合は、必ず写しを添付してください。窓口での届出の場合は写しまたは原本を持参してください。必要に応じて写しをとらせていただく場合があります。

※本人確認書類は官公署から発行された顔写真付きの書類（マイナンバーカードや運転免許証、旅券など）1点または官公署から発行された書類その他これに類する書類（健康保険証（資格確認書）、年金手帳等）2点です。健康保険証に係る「資格情報のお知らせ」は本人確認書類にはなりません。マイナンバーカードの写しをとる場合は、写真のある表面のみとしてください。

送付先	必要書類
被保険者本人宛て (病院や介護施設などに入所した場合)	・被保険者本人の本人確認書類 ・入所や入所していることが確認できる書類（入所契約書や医療機関の領収書など）
親族宛て (書類の管理が困難な場合など)	・送付先となる方の本人確認書類 ・申請者が親族以外の場合は被保険者からの委任状
法定代理人宛て	・登記事項証明書、審判書等 ・法定代理人の本人確認書類

届出方法

以下のどちらかの方法で届け出てください。

【窓口】 笛吹市役所介護保険課介護総務担当（笛吹市役所 保険福祉館 2 階）

【郵送】 〒406-0015 山梨県笛吹市石和町市部 800 笛吹市役所介護保険課介護総務担当